

るが如き是れなり。余輩は我國に於いても斯の如き會議の開催せられて、新名稱の一定せらるると同時に、考古學者が協力親和するの機會の近からんことを望むと共に、それ迄は努めて舊稱呼を使用して、自己の見解は其の注脚解説として附することに止めんことを希望す。(此章完了)

朝鮮の白丁と我が傀儡子

文學博士 喜田貞吉

「藝文」四月號に掲げられたる今西學士の「朝鮮白丁考」は、近時に於て余輩が最も多くの興味を以て精讀したる論文の一なりき。朝鮮に於て「白丁」なる語が、和漢普通の用例に異なりて、一種の賤民を表はせることに就いては、余輩はかねて甚大の疑惑を抱懷しき。更に其の白丁なる賤民が果して如何なる由來と沿革とを有するかに關して我が賤民の研究上、之を知らんと欲するの念頗る切なりき。而も余輩未だ親しく、之を調査するの機を得ざりしが、今や今西君によりて、其の精密なる考證を聞くを得たり。是れ特に余輩に取りても最も愉快を感ずる所なりとす。

今西君に従へば、「白丁」なる語は朝鮮に於てももとは本邦並びに漢土の用例の如く、常民の丁男を示すの語なりき。而して別に「才人」「禾尺」なる賤民あり。共に漂泊流移の特殊民にして、農を事とせず、柳器を作り、狩獵に従ひ、馬を役するに長じ、屠獸を業とし、皮物を以て生活に資するの習俗を有す。而も其の兩者を區別して言へば、才人の方は歌舞遊藝に従事し、特に其の配偶者は祈

禱卜巫を業とするの差異ありて、むしろ優倡の種に屬するものなりとす。然れども、更に溯りて其の起原を尋ぬるに、高麗史に「妓種本出於柳器匠家」ともありて、本來は同一の生活状態にありしもの、如し。李朝世宗の代、彼等を陞して平民の伍に班し、之を白丁と稱す。土を給し、軍に藉し從來の所謂白丁なる平民と雜處して、婚嫁を通せしめ、以て其の特殊の跡を社會より絶たしめんとせしなり。其の狀恰も我が維新後に於て、穢多非人の稱を廢し、之を平民に伍せしめしと同一揆に出づ。而も其の新に平民の伍班に入れるものは、

我に於て舊穢多非人が新平民として依然疎外せられたると同様に、彼に於ても新白丁として區別せられ、舊來の白丁と混一せしめんとするの目的を達する能はざりき。而して彼に於ては、舊來の白丁なる語が、既に久しく雅語として、俚耳に遠かりしが故に、もはや平民を呼ぶに其の語を以てせ

ず、「白丁」とは何時しか此の新白丁を呼ぶの稱となりて、本來の平民は却つて全く此の稱呼を失ひ遂に白丁とし云へば、才人。禾尺の遺孽の名と爲り了るに至れるなり。されど其の白丁なる特殊民に就いては、時に或は從來の系統により、才白丁。禾白丁と呼ぶ事あり。かくて後には才白丁が才人の舊稱を復し、禾白丁のみ専ら白丁の稱呼を壟斷するに至りしもの、如し。

余輩今西君の此の考證を讀みて、直ちに我が傀儡子の事を連想せり。我に於て古人傀儡子と稱する漂泊流移の特殊民ありき。彼等は弓馬に長じて狩獵に従ひ、兼て歌舞遊藝を事とし、道祖神を祭りて福助を祈り、其の婦女は所謂遊女として、淫を嚮ぎ、客に媚ぶ。平安朝以後の文學、其の態を記するもの少からず。中にも大江匡房の「傀儡子記」及び「遊女記」の二篇は、之を描出して最も詳なり。よりて左に頰を厭はず、「朝野群載」より其

の全文を抄出すべし。

傀儡子記

傀儡子者無_レ定居、無_レ當家。穹廬_ニ毼帳、逐_ニ水草_一以移徙。頗類_ニ北狄之俗_一。男則皆便_ニ弓馬_一、以_ニ狩獵_一爲_レ事。或跳_ニ壁_一、弄_ニ七丸_一、或舞_ニ木人_一、鬪_ニ桃梗_一。能_ニ生人_一之惡、殆近_ニ魚龍曼延_一之戲。鬘_ニ沙石_一爲_ニ金錢_一、化_ニ草木_一爲_ニ鳥獸_一。能_ニ三人目_一。女則爲_ニ愁眉啼粧_一、折腰步_ニ鬪_一。施_ニ朱傅_一粉、倡_ニ歌淫樂_一、以_レ求_ニ妖媚_一。父母夫_レ不_レ誠、_レ口_ニ歪_一雖_レ逢_ニ行人_一旅客、不_レ嫌_ニ一宵之佳會_一、_レ鬢_ニ髮_一之餘、自_レ獻_ニ千金_一、繡服錦衣、金釵_ニ細匣_一之具、莫_レ不_ニ悉有_一之。不_レ耕_ニ一畝田_一、不_レ採_ニ一枝葉_一。故不_レ闔_ニ縣官_一、皆非_ニ土民_一。自_レ限_ニ浪人_一、上不_レ知_ニ王公_一、傍不_レ顧_ニ牧宰_一、以_レ無_ニ課役_一、爲_ニ一生之樂_一。夜則祭_ニ百神_一、鼓舞喧嘩、以_レ祈_ニ三福助_一。東國_ニ美濃_一、參川_ニ遠江_一等黨爲_ニ富貴_一、山陽播州、山陰馬州等黨、次_レ之、西海黨爲_レ下。其名偶、則小三日、百三千載、萬歲、小君、孫君等也。動_ニ韓娥之塵_一、餘音繞_ニ梁_一。聞者露_レ纒、不_レ能_ニ自休_一。今_ニ榎_一、古川_ニ榎_一、足柄_ニ、竹下_ニ、催馬樂_一、里鳥子_ニ、田歌_一、神歌_ニ、禊歌_一、辻歌_ニ、納固_一、風俗_ニ、咒師_一、別法師_ニ之類_一、不_レ可_ニ三勝計_一、卽是天下之一物也。誰不_ニ哀憐_一者哉。

遊女記

自_ニ山城國與渡津_一、浮_ニ巨川_一、西行一日、謂_ニ之河陽_一、往_ニ返

於山陽、西海、南海三道_一之者、莫_レ不_レ違_ニ此路_一。江河南北、邑々處々、分_レ流向_ニ河內國_一。謂_ニ之江口_一。蓋_ニ典藥寮_一、味原_ニ、掃部_一察_ニ大庭_一莊也。到_ニ攝津國_一、有_ニ神崎_一、蟹島等_ニ地_一。比_レ門連_ニ戶人家_一無_レ不_レ縮。婦女成_レ群、棹_ニ扁舟_一、着_ニ旅船_一、以_レ蔭_ニ枕席_一。聲_ニ過_一三溪雲、韻_ニ飄_一水風。經_ニ廻_一之人、莫_レ不_レ忘_レ家、淵蓋_ニ浪花_一、釣翁_ニ商客_一、軸_ニ相連_一、殆如_レ無_レ水。蓋_ニ天下第一_一之樂地也。江口、則_ニ觀音_一爲_レ祖、中君。口_ニ口_一小馬。白女_ニ主殿_一。蟹島則_ニ宮城_一爲_レ宗、如意_ニ香爐_一。孔雀_ニ三枚_一。神崎則_ニ河派_一、爲_レ長者、孤蘇_ニ、宮子_一。力命_ニ、小兒_一之屬、皆是_ニ俱戶羅_一之再誕、衣_ニ通_一、爲_レ之後也。上自_ニ卿相_一、下及_ニ黎庶_一、莫_レ不_レ下_ニ接_一。林_ニ第_一、施_ニ中_一、怒_レ上。又爲_ニ人妻妾_一、破_レ身被_レ籠。雖_ニ賢人君子_一、不_レ免_ニ此行_一。南則_ニ住吉_一、西則_ニ廣田_一、以_レ之爲_ニ下_一、祈_ニ三_一、鬢_ニ髮_一之處也。殊_ニ事_一三百_ニ大夫_一、道_ニ祖_一、神_ニ之一名_一也。人_ニ別_一、刻_ニ二期_一之、數_ニ及_一二百_ニ千_一。能_ニ蕩_一人心、亦_ニ古風_一而已。長_ニ保_一年中、東_ニ三條院_一、參_ニ詣_一住_ニ吉社_一、天王_ニ寺_一。此時_ニ禪定_一、大_ニ相國_一、被_レ籠_ニ小_一、觀_ニ音_一。元_ニ年中_一、上_ニ東門_一、院_ニ以_一、有_ニ此行_一。此時_ニ宇治_一、大_ニ相國_一、被_レ籠_ニ賞_一、中_ニ君_一。延_ニ久_一年中_ニ後_一、三_ニ條院_一、同_ニ幸_一、此_ニ寺_一社。狛_ニ犬_一、轡_ニ等_一之類、並_レ舟_ニ而來_一。人_ニ謂_一、三_ニ神_一仙、近_ニ代_一之勝事也。相_ニ傳_一曰、雲_ニ客_一風人、爲_レ賞_ニ遊_一、女_ニ、自_ニ京_一洛、向_ニ河陽_一之時、愛_ニ江口_一人。刺_ニ史_一以下、自_ニ西國_一、入_ニ江_一之輩、愛_ニ神崎_一人。皆_ニ以_一始_ニ見_一、爲_レ事_ニ之故_一也。所_ニ得_一之物、謂_ニ之_ニ團手_一、及_ニ均_一分之時、屢_ニ耻_一之心_ニ去_一、忿_ニ厲

之色與、大小評論、不_レ異_二團亂_一、或切_二鹿箱尺寸_一、或分_二米斗升_一。蓋亦有_二陳平分肉之法_一、其聚家之侍女、宿_二上下船_一之者、謂_二之濡縷_一。亦稱_二出遊_一。得_二少分之贈_一、爲_二一日之資_一、愛有_レ鬻、依_二繡絹之名_一、袖取_二登捐_一、皆出_二九分之物_一。習俗之法也。雖_レ見_二江翰林序_一、今亦記_二其餘_一而已。

讀者試みに右の兩文記する所を以て、今西君引く所の原文に遡り、之を朝鮮白丁の習俗に比較せよ。容易に其の双方が、甚だ多く相類似せるを發見し給ふならん。由來日鮮の兩地、一衣帶水を以て相隣り、其の民族互に相往來せしこと、太古以來其の傳あり。更に之を石器時代の遺物遺蹟に就いて見るに、所謂彌生式土器の系統に屬するものは、双方に於て往々類似のものを發見し、特に其の石庖刀、石鏢の如きに至りては、全然同一起原を有すと認むべきものをいだすなり。是に由りて余輩は、兩地が嘗て同種の石器時代住民によりて植民せられたりし時期あることを信せんとす。而して是等の先住土人中には、往々社會の落伍者として

一種の賤民となりて後世に遺さるゝものあるべきを想像せんは、最も自然なる觀測ならざるべからず。今西君引く所の實際の文によるに、或は之を「異類」と云ひ、或は之を「別種人」と呼ぶ。蓋し彼等が、普通民と同一民族にあらざることを示せる語ならざるべからず。而して我が傀儡子が、亦異類として指斥せられたりしことは、之を認むるに難からず。彼等の亞流は、茶筌。サ、ラ。猿曳。萬歲。春駒。夷舁等となりて存す。其の竹器の製造を業とするは、彼に於て柳器の製造を事とするに比すべく、彼此物質の異なるは、兩地所産の原料の相違に起因するに過ぎざるべし。又彼等の遊藝を以て生計の資となすは、彼に於て才人に之を見るべく、同時に彼等は祈禱禁厭をなし、特に其の婦女が、市子。梓神子などとして、所謂巫祝を業とするものあるは、才人の婦女が祈禱卜巫を業とすといふと揆を一にす。是等のものは、水草を逐う

て移徙するの原始状態より進みて、既に一定の地に土着し、其の職とする所も、漸次分業に傾けるものなれども、なほ今に至りて「山窩」或は「山家」と呼ばれ、依然山谷に屯聚し便を求めて居を轉ずるの舊態を存するものなきにあらず。彼等は往々竹器を製して之を鬻ぎ、時に或は竊盜を餘業とするものあり。彼に於て才人白丁が、寇盜として指斥せられたりしに相似たり。阿波に於て舊時「探禾」と呼ばれたる一種の賤民ありき。茶筌。猿曳など、伍して、常民の下、穢多の上に置かる。伊勢にも「且過」と呼ばれたる賤民ありきと聞く。蓋し同語にして、「山窩」或は「山家」といふも畢竟其の轉なるべきか。其の探禾の意義は明ならず。「禾」字或は「禾尺」の「禾」と關係あるにあらじかとも思はれざるにあらねど、未だ之を立證するの資料を有せず。日向に萬歳、春駒を業とする部落民を呼びし、「タコタン」と稱することありき。タコタンは、彼等の弄する太鼓の音のトコトンより來れるなり、探禾の語或は又トニコにして、同じく太鼓の音より來れるにあらざるか。而して今の山窩又は山家の名が、果して探禾の轉ならんには、彼等が亦嘗て遊藝に従事せしことあるを示せるものとすべし。たゞ其の生活状態が遊藝より離れて、而もなほ山谷に居を占むるの舊習を有するが故に之に宛つるに山字を以てするに至りしものにてもあらんか。こは試みに言ふのみにして、固より確なる所信あるにあらねど、山窩が本來傀儡子の族なるべきことは、之を認識するに難からざるなり。而も彼等は、遊藝を事とするものと、其の生活状態を異にし、自から其の間區別あるものとして認めらるゝなり。是れ實に彼に於て、同じく「柳器匠家」に出でながら、後に禾尺、才人の別をなしたる事に思ひ合すべし。賤民が時勢の推移に従ひて、其の俗を變じ、職を改むるのことは、維新後

に於て殊に實例を見ること多し。日向に於て萬歲春駒等を業とせる傀儡子の部落は、或は前記の如く之をタコタンと呼び、或はシイレ・ピユーナなども稱して所々に存せしが、維新後平民と伍するに及んで、次第に農民となれるもの多し。而もなほ其の間或る部落に於ては、全部落住民の八九割までが、俳優となり其の殘餘の少數者が、遊藝人道具方或は農民等となれるが如きあり。斯くの如き事は、古代にも必ず是ありしなるべく、本來同一の傀儡子にして、或る部落は擧りて操人形芝居に従事し、或る部落は、全部竹器の製造を業とするが如きの別を爲すに至れるあるは、敢て怪しむを要せざるなり。傀儡子古く之を「クバツ」と云ふ。而して遊女を亦「クバツ」と呼びし事は、古歌其の他に例證多し。松屋筆記によれば

關東にて箒はらを造る者を久ひさ部べと呼て、平民おとしめ思へり。
これ古へ傀儡の類にて、住處不定の者箒を賣りありきたるな

るべし。其子孫民間に雜處せれば、賤しめて平民縁など結ばざるなり。

ともあり。箒を造り、箒を造り、籠を造り、箕を造る。同じく竹器製造者にして、其の工人の中には、今に至りて尙賤民として疎外せらるゝもの少からず。而して其の箒を造る工人をクバツと呼びし事實ありとすれば、彼等は亦、遊女と同じく、傀儡子即ちクバツの族たりしを知るべきなり。

傀儡子の民族的所屬は未だ詳ならず。後世の茶筌・猿引・萬歲・春駒などの部落中には、今に至りて同種以外の他部落と婚を通せざるもの少からざるが故に、比較的往時の血統を保存せる場合多かるべく、専門學者が之に人類學的研究を加へなば、或は其の由來を明かにするを得べからんか。たゞ未だ其の研究が施され、及び其の結果が發表せられたるものあるを知らざるなり。然れども、余輩の素人的觀察によるに、或る部落の如きは、殆ど

全部所謂蒙古眼を有せざりき。而して其の容貌が生活程度の低き割合に、一般に端正なるもの少からざること、ひとり衆口の之を言ふのみならず、又余輩の不完全なる觀察によるのみならず、往時に於て彼等の婦女が遊女として賞翫せられ、現時に於て其の或る部落の殆ど全部が、俳優を營業とせるものもあるの事實に徴するも、容易に想像し得らるべきなり。之を日本記に見るに、古代に於て婦女の容貌の美を言ふもの、大部分九州南部なる熊襲隼人の域に存す。而して其の隼人は、風俗の歌舞を奏し、俳優なりとして傳へらるゝなり。

是れ豈に傀儡子と縁あるにあらざるか。こは固より一の臆説に過ぎず古人に所謂傀儡子が、亦必ずしも一の單純なる民族とのみ限るべからざるものあるべきは、言を俟たずと雖、ともかくも之を先住土人の後裔として見んは、蓋し妥當の見解ならんか。而して朝鮮の才人・白丁、亦同一系統に屬するものと認めらるゝなり。

右今西君の考證を讀みつゝ感じたる所を、簡單に記述せるのみ。なほ傀儡子の事は、道祖神と關聯して、他日詳細發表の機あらんことを記す。

(大正七年五月十九日)

海東高僧傳に就きて

文學士 今西 龍

海東高僧傳二卷。淺見倫太郎氏兩三年前之を京城に獲て更に一本を謄寫し黑板勝美氏に贈られし

もの今回大日本佛教全書の遊方傳叢書第二の中に收め刊行せられたり。此書は余嘗て京城淺見氏の